

厚真町研究型地域おこし協力隊募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農村地帯で、道都札幌まで約90分、海洋物流拠点の苫小牧、そして空の玄関口である新千歳空港に近接する人口約4,200人の町です。北海道の中では積雪量の少ない比較的暮らしやすい気候の町で、陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれ、首都圏とも日帰り往復が可能です。

近年は、ローカルベンチャースクールなど独自の起業家支援の取り組みにより、多彩でユニークな人材が町に集まり、人が人を呼ぶ新しい動きが起きています。

今後、厚真町の一層の地域力の持続的な維持・強化を図るため、新たな科学技術の社会実装を通じた先進的な地域づくりを進めるべく厚真町研究型地域おこし協力隊（以下、「協力隊」という）を募集します。

1 協力隊について

活 動 内 容	1 厚真町における研究と社会実装に係る業務：自らの研究上の知見を活かし、その社会実装を通して地域や社会の課題解決や地域の活性化を目指した業務（研究・社会実装プロジェクトの実施） 2 地域おこし活動：地域における住民を巻き込んだ調査・研究の実施、地域活動の企画・運営の実施及び地域イベント支援や地域活動などへの積極的な参加 3 その他、地域活性化に資する活動、活動報告会への参加
募 集 対 象 者	委嘱時点で次のすべての項目に該当する方が対象になります。 1 委嘱時点で22歳から35歳の方。※若手育成のため 2 現在、3大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、本町に住民票を移すことができる方。 3 特定分野の研究に関して専門性を有する大学院博士課程に在学中または修了した方。 4 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。 5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方。 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。 7 地域おこし活動に興味を持ち自発的に行動できる者
募 集 人 員	若干名
勤 務 地	厚真町
活動日及び時間	1 活動日：厚真町との協議及びプログラムオフィサーとの協議により変動します。

	2 活動時間：1日7時間45分、週38時間45分を原則としますが、厚真町及びプログラムオフィサーとの協議によります。
身 分 ・ 任 期	1 身分 (1) 身分は「厚真町起業型・協働型・研究型地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します(町と雇用契約は結びません)。 2 任期 (1) 協力隊の任期は、1年以上3年以下の期間とします。 (2) 委嘱期間は委嘱の日から1年間(ただし、年度の途中での委嘱の場合は委嘱年度終了まで)とし、更新は年度ごとに業務・活動状況などの評価を行い、最長3年まで委嘱を更新することができます。 ※面談等や報告書の提出等を予定しています。 (3) 任期中の活動中断による任期の延長及び委嘱期間の延長は原則として認めません。
待遇・福利厚生等	1 報償費：予算の範囲内で支給します。 令和8年度実績 博士課程研究者 月額上限251,000円 博士課程修了研究者 月額上限300,000円 ※町内に住民票登録する扶養家族がいる場合、上限額に10,000円を上乗せします。 ※源泉徴収します。 2 活動費助成：予算の範囲内で助成します。(住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費、研修費、備品・消耗品(備品のうち汎用性が高いものは不可)、調査研究費)。 令和8年度実績 活動費助成額 年額上限1,080,000円 ※汎用性の高い備品のうち、パソコンまたはタブレット1台(上限150,000円)は可とします。 ※活動助成費は協力隊本人が研究型地域おこし活動を行う上で必要な経費として厚真町研究型地域おこし協力隊研究・社会実装計画書(様式1号)に記載し町に認められたもの
成果品の提出	1 調査研究により得られた結果を可能性試験・実証実験し、その結果をまとめ、成果品として任期終了時までに提出してください。

2 協力隊候補者のエントリー並びに審査の流れ

協力隊候補者の エントリー及び 審 査	1 審査から委嘱の流れ (1) 申請書の提出 協力隊候補者は、第2項のスケジュールで示す期日までに以下の申請書を問合せ先に提出してください。 ・厚真町研究型地域おこし協力隊研究・社会実装計画書(様式1号)
---------------------------	---

	(2) 書類審査 (3) 審査会への参加 書類審査を通過した協力隊候補者の審査会を厚真町にて実施します。 なお、審査会は対面で行い、審査会参加のための交通費等は自己負担となります。 (4) 委嘱 翌年度4月以降の一日を委嘱可能日とし、委嘱可能日から6か月以内に着任し委嘱を受けてください。 ※協力隊候補者が審査会を欠席した場合は、いかなる理由であろうとも失格とします。 2 スケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>日程</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請締切</td><td>令和8年10月31日 17時</td></tr> <tr> <td>書類審査 結果通知</td><td>令和8年11月6日</td></tr> <tr> <td>審査会</td><td>令和8年11月～12月中旬(予定)</td></tr> <tr> <td>委嘱日</td><td>令和9年4月1日以降</td></tr> </tbody> </table> 3 審査結果 審査結果は、審査終了から2週間以内に協力隊候補者に通知いたします。	項目	日程	申請締切	令和8年10月31日 17時	書類審査 結果通知	令和8年11月6日	審査会	令和8年11月～12月中旬(予定)	委嘱日	令和9年4月1日以降
項目	日程										
申請締切	令和8年10月31日 17時										
書類審査 結果通知	令和8年11月6日										
審査会	令和8年11月～12月中旬(予定)										
委嘱日	令和9年4月1日以降										

3 申請書受付及び問い合わせ先

〒059-1692

北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

電話：0145-27-3179（直通）

FAX：0145-27-2328

mail：seisaku@town.atsuma.lg.jp

応募に関しご不明な点がございましたら、上記にご連絡ください。なお、メール、FAXをご利用の場合には、電話での確認をお願いします。